

入札に参加される業者の皆様へ

大牟田市発注工事等からの暴力団関係事業者の排除について

大牟田市では、これまでも本市が発注する建設工事等から暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除に取り組んできました。

このたび、平成22年6月29日に「大牟田市暴力団排除条例」が施行され、福岡県警察本部等との連携のもと、この取り組みを一層推進するため、平成23年4月1日より暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を強化します。

つきましては、暴力団関係事業者を排除するための取組を行いますので、本市との契約締結に当たってはご留意願います。

暴力団関係事業者排除のための取組内容

- 1 競争入札参加資格の改正
- 2 「誓約書」及び「役員等調書及び照会承諾書」の提出
- 3 暴力団排除条項（契約約款の改正）
- 4 契約解除及び違約金の徴収
- 5 下請契約からの暴力団関係事業者の排除
- 6 不当介入の通報義務
- 7 指名停止期間の強化及び公表

1 競争入札参加資格の改正

福岡県警察本部への照会の結果、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係事業者」という。）と判明した業者（人）は、業者登録ができません。また、業者登録後に暴力団関係事業者であることが判明した場合、指名停止を行います。

2 「誓約書」及び「役員等調書及び照会承諾書」の提出

・『誓約書』について

競争入札参加資格申請（更新）時および契約締結時には、市に暴力団排除条項等を承諾した旨の「誓約書」の提出が必要になります。

・『役員等調書及び照会承諾書』について

競争入札参加資格申請（更新）時には、「役員等調書及び照会承諾書」の提出が必要になります。

また、市が暴力団関係事業者に該当するかどうかを確認するため「役員等調書及び照会承諾書」の提出を求めた場合、登録業者及び請負者（元請負人）は速やかに「役員等調書及び照会承諾書」を提出しなければなりません。

3 暴力団排除条項（契約約款の改正）

下記に該当するものは、暴力団関係事業者として約款に明文化

- ① 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- ② 役員等（**請負者**が個人である場合にはその者を、**請負者**が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- ③ 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- ④ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- ⑤ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- ⑥ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- ⑦ 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- ⑧ 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

4 契約解除の強化及び違約金の徴収（契約約款の改正）

契約の相手方（請負者）が暴力団関係事業者（3-①～⑧）であることが判明した場合、契約を解除（契約締結前においては、契約の不締結）し、

また、違約金を徴収することができるように契約約款を改正しました。

この場合の違約金は、請負代金額の10分の1となります。

なお、この契約解除により請負者（元請負人）に損害があっても、市はその損害の賠償の責は負いません。

5 下請契約からの暴力団関係事業者の排除（契約約款の改正）

暴力団関係事業者が下請負人になることを禁止します。

請負者（元請負人）が暴力団関係事業者を下請負人としていた場合、市は請負者（元請負人）に対して、当該下請契約の解除等《請負者（元請負人）が当該下請契約の当事者でない場合は、請負者（元請負人）が当事者に対して解除を求めることを含む。》を求めることができます。

この解除等による損害等については、請負者（元請負人）が責任を負うものとします。

また、請負者（元請負人）が正当な理由なく、市からの下請契約解除要求に応じなかった場合、市は請負者（元請負人）との契約を解除することができます。

この場合の違約金も、請負代金額の10分の1となります。

※請負者（元請負人）においては、下請負人の選定にあたり暴力団関係事業者を選定しないよう注意が必要です。

6 不当介入の通報義務について

公共工事への暴力団関係事業者の不当な介入は、工事等の適切な施工を阻むものであり、工事等の施工に当たっては、下記の事項を厳守してください。

- ① 工事等の施工に際し、暴力団関係事業者の妨害があった場合、金銭的代償による解決を図る等安易な措置を行わず、警察及び本市へ通報を行うこと。
- ② 暴力団関係事業者の不当な介入を防止するため、暴力団関係事業者からのあらゆる要求に対して断固としてこれを拒否し、被害に対しては、速やかに警察へ被害届を出すとともに、捜査に必要な協力を行うこと。
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行（平成4年3月1日）に伴い、暴力団関係事業者からの下請参入や資材購入等の要求に対しては、断固拒否するとともに、速やかに、警察及び本市へ通報すること。

7 指名停止期間の強化及び暴力団関係事業者の公表

（大牟田市指名停止等措置要綱の改正）

本市登録業者が暴力団関係事業者であることが判明した場合、「大牟田市指名停止等措置要綱」に基づき、12月以上から24月以上指名停止とし、期間を厳罰化します。